



『木の上のまち』

戸田小学校3年 とくしげ 徳重 あかね 茜さん

## 第 章

# 緑の都市づくりの目標と方針

第 章では、本計画の基本的な考え方として、基本理念（計画のテーマ）や緑の将来像、計画の基本方針やフレームを示しています。

- 1．基本理念
- 2．緑の将来像
- 3．基本方針
- 4．緑地の確保目標水準

# 第 章 緑の都市づくりの目標と方針

## 1 . 基本理念

上位関連計画における位置づけ、市民アンケート等において示された、望まれる将来像から、将来の周南市の緑に期待される役割等を受けて、緑の基本計画における基本理念を『ともに育てよう 水と緑の美しいまち 周南』と設定しました。

《周南市緑の基本計画の基本理念（計画のテーマ）》

### 「ともに育てよう 水と緑の美しいまち 周南」

#### 緑のまちづくりに込める“おもい”

周南市は、緑豊かな自然に囲まれ、人々が心豊かに暮らしていける都市としての“力”があります。そして、この“力”を将来の子どもたちに継承していく義務があります。このため、周南市を愛し、自分たちのまちは自分たちで守り育てるという意識を高めつつ、市民の皆さんとともに、緑のまちづくりを進めていくことが必要です。その“おもい”を緑のまちづくりのテーマに掲げます。

周南市民憲章<5つの誓い>  
自然を大切に水と緑の美しいまちをつくり  
みんなで助け合い安心して暮らせるまちをつ  
くれます  
元気に働き豊かで活力あるまちをつくりま  
す  
スポーツに親しみ健康で明るいまちをつくり  
ます  
教養を深め自らが輝き世界に誇れるまちをつ  
くれます

緑に関する主要課題  
都市の骨格となる緑の保全・育成と自然との共生  
市街地における緑の充実と多様なニーズに応え  
る緑づくり  
緑をいかした防災機能の向上  
地域資源の保全と活用による魅力の向上  
市民と行政のパートナーシップによる緑づくり

周南市まちづくり総合計画  
都市像 「私たちが輝く元気発信都市 周南」  
基本理念  
市民の視点に立ったまちづくりの推進  
市民と行政の協働によるまちづくりの推進  
各地域の特性をいかしつつ新たな発展を促す  
まちづくりの推進

周南市都市計画マスタープラン  
基本理念  
「美しい自然と活力ある産業が調和し、人々が快  
適・安全に暮らし、健やかで心豊かにすごせるま  
ち」～市民と協働のまちづくり～

市民アンケートより望まれる将来像  
JR徳山駅など駅周辺や商業空間ににぎわいのあ  
る都市  
お年寄りや障がいのある方が安心して暮らせる都  
市  
環境にやさしく、緑豊かで人と自然が共生した都  
市  
災害に強く犯罪の少ない都市

市民ワークショップより望まれる将来像  
コミュニティの育成と開発による住みよいまち  
村、町、島の交流を深め活性化したまち  
地域の特性を活かしたバランスのとれたまち  
人を呼ぶ・集める・増す・住みよいまち  
行政と地域がレベルアップした協働のまちづくり

## 2 . 緑の将来像

基本理念を踏まえ、緑の将来像を次のように設定しました。

基本理念（計画のテーマ）  
**「ともに育てよう 水と緑の美しいまち 周南」**



周南市の緑の将来像

『周南市では、美しくうるおいのある“水と緑”が守られ、いかされ、つながっています。そして周南市民は、自然と共生しながら、“水と緑”に囲まれた空間で、安心・安全、快適・健康に暮らしています。』

**人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまち**  
 森林・樹林地や瀬戸内海、湖の自然環境、田園環境が河川等によって結ばれており、多様な生物が生息し、移動できる空間が確保された、人と自然が共生する環境が形成されています。

**自然とふれあい健康で快適に暮らせるまち**  
 誰もが利用しやすく、憩いの場、スポーツや自然とのふれあいの場となる公園・緑地がバランスよく配置されているとともに、緑豊かな市街地を、子どもからお年寄りまで健康で快適に暮らせる環境が充実しています。

**災害に強く安心・安全に暮らせるまち**  
 土砂流出を防止する森林やコンビナート火災等から市街地を守る緩衝帯等の緑が適切に確保されているとともに、大地震等の万一の場合にも避難や復興活動が円滑に行えるオープンスペースが備えられています。

**地域の個性や資源を大切にしたい美しいまち**  
 まちの顔となる中心市街地の緑や、地域の歴史・文化的風土と結びついた緑が“周南市民共有の財産”として認識され、緑の価値が高められながら、次世代に引き継がれようとしています。

**市民協働による地域間の連携がとれた活力のあるまち**  
 多くの人々が積極的に、緑を守り、増やしていく活動に参加し、市民と行政が、そして地域と地域が手を取り合いながら、緑豊かでうるおいのあるまちづくりが進められています。



### 3 . 基本方針

「みどり」は心身をいやし、健康を増進させ、市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成するとともに、災害発生時においては避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割があります。また地球温暖化の防止や都市環境改善にも大きく寄与しています。さらには、美しい自然や地域の景観・風景、歴史・風土を形づくり、地域のにぎわいや活力、観光振興にも大きく寄与するとともに、日本庭園など固有の芸術・文化形成等にも重要な役割を果たすなど、自然と人、人と人、人と地域などの関係性を回復、向上させる機能があります。

緑は、主に寿命の長い樹木、季節の変化を楽しむ草花や芝生などの植物で構成されています。身近な樹林や都市の骨格となる緑は、気候や風土に根ざした長期的に安定した質の高い緑の創出や保全が大切です。また、花壇などの草花は、草取りや水やりなどの日常の手入れなど多くの市民協働により美しい環境や景観が保全されます。

このようなことから、緑の将来像を実現していくため、5つの基本方針と10の基本方向を掲げて計画を推進します。

#### 基本理念（計画のテーマ）

『**ともに育てよう**  
**水と緑の美しいまち 周南**』



#### 【緑の将来像】

人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまち  
 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまち  
 災害に強く安心・安全に暮らせるまち  
 地域の個性や資源を大切にしたい美しいまち  
 市民協働による地域間の連携がとれた活力のあるまち

#### 【5つの基本方針】

3-1 人と自然がともに暮らせる  
うるおいのあるまちづくり

3-2 自然とふれあい健康で快適に  
暮らせるまちづくり

3-3 災害に強く安心・安全に  
暮らせるまちづくり

3-4 地域の個性や資源を大切にしたい  
美しいまちづくり

3-5 市民協働による地域間の連携が  
とれた活力のあるまちづくり

#### 【10の基本方向】

都市の骨格となる緑の保全

自然環境との共生に配慮した緑の保全、育成

利用者の多様なニーズに対応した緑づくり

身近なオープンスペースの確保

緑によるうるおいのあるまちなみの創出

安心・安全に暮らせる緑の創出

緑をいかした市街地のイメージアップ

地域の個性や資源の保全・活用

協働による緑のまちづくりの推進

緑を守り、増やすための人づくり

### 3 - 1 人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまちづくり

都市の骨格を形成する緑となる市域北側に広がる森林・樹林地、郊外部に広がる田園、風光明媚な瀬戸内海、うるおいのある河川や湖といった周南市の美しい水と緑を後世に継承していくため、適切な維持・管理と指導・誘導により、将来にわたり保全していきます。また、森林・樹林地、農地、水辺、公園等を中心に多様な生物の生息・生育環境の保全・育成に努めます。

#### 【基本方向】：都市の骨格となる緑の保全

##### (1) 森林の保全

###### 1) 森林・樹林地の保全

周南市の緑被の80%以上を占める森林・樹林地について、自然公園や保安林の指定、市街化調整区域の維持等により保全していきます。

市街地から望める背後の山並みや、瀬戸内海国立公園に指定されている島々の緑は、周南市を特徴づける重要な緑として、適切な保全に努めます。

###### 2) 森林・樹林地の管理・活用

森林・樹林地の管理にあたっては、里山ボランティア活動の推進等、市民と協働による管理の仕組みづくりを検討します。また、人々がかかわり、活用することにより、多様な機能を発揮する森林・樹林地の育成に努めます。

##### (2) 農地の保全

###### 1) 農地の保全、活用

安全な食料を生産する農地として、また、美しい田園風景を構成する要素として、郊外に広がる農地の適切な保全に努めます。また、農地の持つ多面的機能を踏まえつつ、農業者だけでなく地域ぐるみで農地を守る活動を支援するとともに、都市と農村の交流や教育・学習の場として活用を図ります。



【烏帽子岳山頂から望む田園風景】

( 3 ) 水辺の保全

1) 海浜の保全

瀬戸内海に面する美しい自然環境・景観を守り、育てていくため、自然的な海岸、海浜等の保全に向けた取り組みを進めます。

周南市の港湾部は、大部分が工業地で占められているため、砂浜等の自然的な海岸は少ないですが、周南市大津島の刈尾海水浴場に代表される自然的な海浜の保全と適正な利用を図ります。

2) 河川・ダム湖・ため池の保全

周南市には、錦川をはじめ大小様々な河川が流れており、市域北側の上流域を中心に多くのダム湖が存在していることが特徴です。

河川やダム湖、ため池等の自然が豊かな水辺地は、緑の保全と積極的な緑化、さらに多自然型工法による護岸整備を進め、水と緑が一体となった環境を保全・育成します。



【錦川水系上流部（渋川）】



【太華山から望む瀬戸内海】



『二酸化炭素が大変身』  
富田東小学校2年 河合 香子さん

## 【基本方向】：自然環境との共生に配慮した緑の保全、育成

### (1) 多様性のある生態系の保全

中山間部から島しょ部にある貴重な自然は、生態系の維持に重要な役割を果たすとともに、生態系の一部である私たちの生活環境の改善にも貢献しています。周南市においても希少な動植物をはじめとする多様な生きものの生息とともに、それを支える山、川、海にわたる生態系を守る観点から自然の保全に努めます。また、こうした生態系を保全するためには、市民の理解と協力が大切となります。そのため、市民の多くが身近な自然に親しみを感ずることができるよう努めます。さらに、公園整備や防災施設整備等の事業によりやむを得ず自然環境を改変する場合は、その影響が最小限になるよう、生態系に配慮した工夫に努めます。

周南市に残る貴重・希少種となる生物の生息・生育環境の維持・確保を図ります。その活動にあたっては市民と協力して環境調査を行うとともに、生態系との調和を踏まえた森林整備、多自然型護岸の整備、藻場や干潟の保全、再生等により、貴重・希少な動植物種の生息・生育環境の保全・回復に努めます。

近年問題となっている外来生物については、従来の生態系等への被害が生じる恐れがあるため、国や県、NPO法人等と連携した適切な対策を図ります。特に、特定外来生物に指定された生物について、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制していることから、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」といった外来生物による生態系への影響、被害の予防に向けた意識の啓発に努めます。



【公園愛護会による指定外来種の回収(西緑地)】



【NPO法人による植生調査】



『自然のバトンを未来へつなげ』

長穂小学校6年 かめいし 亀石 しょうご 翔吾くん

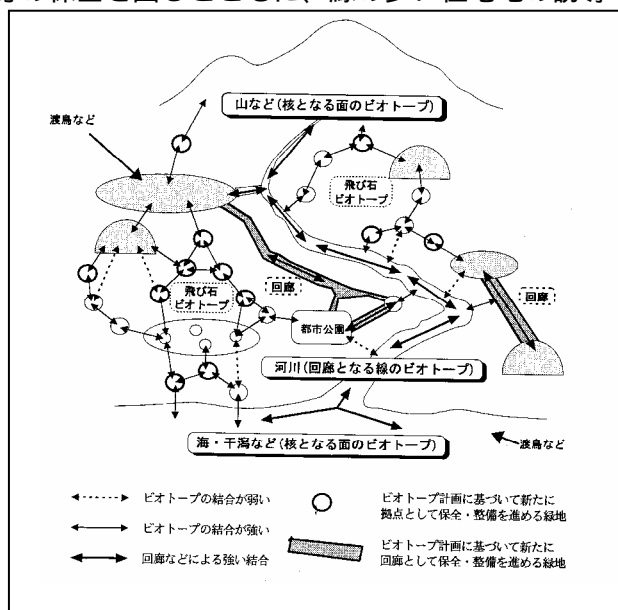


( 2 ) ビオトープネットワークの形成

市域の北側に連なる森林と、そのふもとに広がる農地、里山、さらに南側に面する瀬戸内海の島々といった豊かな自然環境を核としつつ、河川やダム湖等の水辺、公園・街路樹等の緑地を含めて多様な生物が生息するビオトープネットワークの形成に努めます。特に、主要河川を軸として、質の高い水環境が連続したビオトープネットワークを形成します。

郊外では、点在するダム湖周辺が、ビオトープネットワークの主要な拠点となるため、今後とも周辺環境との調和に配慮しつつ、多様な動植物の生息・生育環境の適切な保全に努めます。

市街地では、社寺境内地や都市公園の緑等、飛び石状に生物の生息・生育環境が分布することから、既存樹林や街路樹・公園緑地等の保全を図るとともに、緑の多い住宅地の誘導や主要な公共施設の緑化等、市街地の緑化を進めることにより緑の連続性を高めます。また、貴重なオープンスペースとなる学校ではビオトープを創出し、市街地に点的なビオトープを増やし、ビオトープネットワークの充実を図ります。さらに、市街地を流れる東川、夜市川、富田川、西光寺川は、郊外の森林・樹林地、農地、里山と瀬戸内海を結ぶビオトープネットワークの主軸であるため、護岸改修等に当たっては生物の生息・移動空間としての機能に配慮した整備・充実を図ります。



【ビオトープネットワークの概念図】  
緑の基本計画ハンドブック（公園緑地協会）より

( 3 ) 循環型の都市づくり

環境負荷の軽減や環境保全、林業振興の観点から、県下有数の森林資源をいかした森林バイオマスエネルギー（原料、燃料として利用できる生物起源の有機物：木材、乾燥草本等）の活用を促進し、緑を最後まで役立てる循環型の仕組みづくりに取り組みます。

公園や街路樹から発生する伐採木や剪定枝は、園内のベンチ等の原材料として活用するとともに、チップ化処理によりマルチング材や肥料として再利用し緑のリサイクルシステムを推進します。

また、公園内では透水性舗装の採用や雨水利用を進め水循環に努めます。



【ビオトープの拠点となる西緑地】



【マルチング状況】

## 3 - 2 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまちづくり

誰もが心豊かで、快適に、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、人々の憩いの場、健康づくりの場、さらにはユニバーサルデザインによる施設整備といった、多様なニーズに対応した公園・緑地の配置と都市緑化の推進、身近なオープンスペースの確保を図ります。

### 【基本方向】：利用者の多様なニーズに対応した緑づくり

#### (1) 求められる多様なニーズへの対応

##### 1) 気軽に遊び、散歩・休憩できる身近な公園整備

子どもたちが元気に遊び、育つ空間として、また、だれもが気軽に集い、憩い、散策ができるような、人々に親しまれ、身近な存在となる公園整備を進めます。

##### 2) 本格的なスポーツが楽しめる公園整備

市民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動はもとより、各種大会の開催や観戦にも対応できる公園整備を進めます。特に、周南緑地（中央緑地・東緑地）は、特別用途地区の周南緑地広域スポーツ拠点地区に指定され、本格的なスポーツが楽しめる場として、ユニバーサルデザインによる施設の整備、充実を図ります。

##### 3) 日常的な健康づくりの場となる公園整備

高齢化社会が進行するなか、日常的な健康づくりの場として、公園・緑地の役割は重要になっています。このため、街区公園や近隣公園をはじめ、地域住民に身近な存在として、気軽に簡単な体操や運動ができる遊具の整備、ウォーキングコースやジョギングコースの整備を進めます。



【新地公園の健康遊具】

##### 4) 自然を学び、ふれあえる公園整備

公園・緑地の豊かな自然環境を保全しつつ、小動物や植物の生態観察等、市民が身近に自然を学び、ふれあえる場として整備を進めます。

特に、自然的な樹林地が残されている周南緑地（西緑地）においては、生物の多様性に配慮しつつ、身近な自然生態観察等、環境学習の場として、また、公園愛護会による樹木観察会やボランティア活動等の様々な市民活動の拠点として、積極的に活用していきます。



【樹木観察会】



【西緑地の「徳山桜」】

5) 歴史・文化と一体となった公園整備

若山城跡をはじめとする周南市を代表する指定文化財の史跡等のもとより、地域に存在する固有の歴史・文化的資源をいかし、これらと一体となった公園整備を図ります。

(2) 利用しやすい公園づくり

1) ユニバーサルデザインによる整備・充実

「すべての人にとって使いやすい」ことを目標として、「周南市移動等バリアフリー基本構想」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を最大限取り入れた施設整備・充実を推進します。

2) 市民参画による公園整備

地域住民が主体となって公園づくりを考えることにより、公園への愛着が生まれ、公園の利用促進、利用者のマナーの向上、公園管理への市民参加が期待されることから、ワークショップを積極的に開催し、地域のニーズを反映した公園整備に努めます。



【長田西公園ワークショップ】

(3) 質の高い緑の管理手法の確立

1) 管理手法の充実

緑の質を高め、良好に育成していくために、緑の現況調査や管理計画の策定等を行い、効率的な緑の管理・運営手法を検討していきます。また、公園等を利用する上でのサービスの充実や安全性の確保に努めるとともに、施設管理のシステム化による利便性の向上等を図ります。

## 【基本方向】：身近なオープンスペースの確保

### (1) 公園・緑地の適切な配置

#### 1) 住区基幹公園

街区公園や近隣公園等の住区基幹公園は、地域の身近なレクリエーションの場として、適正な配置に努めます。また、老朽化等により利用しにくい公園・緑地は、地域のレクリエーション需要を的確に把握しながら、リニューアルを進めます。

#### 2) 都市基幹公園

##### 総合公園

永源山公園は、緑豊かな自然と遊具広場・プール等レクリエーション施設を持つ総合公園です。山頂には本格的なオランダ風車「ゆめ風車」があり、周南市のシンボルとなっています。今後は、地域防災拠点としての機能整備、エントランス整備による回遊性の確保等、機能充実を図ります。

##### 運動公園

運動公園については、周南緑地（中央緑地・東緑地）が同等の機能を有していますが、全市的な配置のバランスを考慮した整備を検討します。

#### 3) 特殊公園

##### 動植物公園

徳山公園は、徳山動物園や周南市文化会館があり総合公園に類する機能を有しており、観光、文化的機能を持つ都市公園としてリニューアルを検討するとともに、広域避難地として防災機能の充実に努めます。

##### 墓園

大迫田墓園については、今後とも墓地が持つべき清浄さや厳粛さに配慮し、適切な維持・管理に努めます。

##### 歴史公園

市域西側に位置する若山城跡は、地域の歴史を象徴する史跡として県の指定文化財に指定され、散策、眺望等の優れた自然環境をいかしたレクリエーション機能を有していることから、将来的に歴史公園としての整備を検討します。

#### 4) 緩衝緑地

周南緑地は、周南市のスポーツ・レクリエーション拠点として、ユニバーサルデザインに配慮した施設のリニューアルを行い、更なる機能充実・魅力の向上を図ります。また、住工分離の原則のもと良好な住環境を確保するため緩衝緑地機能の保持に努めます。

中央緑地、東緑地については、広域防災拠点としての防災機能の充実に努めます。

西緑地については、植生等自然環境基礎調査の実施やNPO、民間団体による様々な活動も行われていることから、今後も市民と連携した自然環境の保全と自然とふれあう空間や環境学習の場として活用を進めます。

## 5) 都市緑地・緑道

## 都市緑地

都市緑地は、主として都市の自然的環境の保全・改善及び都市景観の向上を目的とする緑地であり、周南市では、長宗緑地、西松原緑地、大河内緑地等が立地しています。これらの都市緑地については、適切な維持・管理に努めます。

## 緑道

周南緑道については、周辺地区の都市環境の向上と災害時における避難路の確保に向けて、適切な維持・管理に努めます。

## (2) 身近なオープンスペースの充実

## 1) 身近なオープンスペースの活用

児童遊園・ちびっ子広場や、都市計画区域外に位置する普通公園・農村公園といった都市公園以外の地域住民の日常生活に身近な存在となっている公園等は、地区住民との協働による維持・管理を進めるとともに、機能の充実を図ります。

個人の庭、空地等を一定のルールのもとに公開する、オープンガーデン活動やコミュニティガーデン活動等を支援する仕組みづくりを検討します。

## 2) 道路、ポケットパーク

主に市街地内道路の歩道等において、小規模な空間を利用したポケットパークやベンチ等休憩施設の整備を図り、身近なオープンスペースの創出に努めます。



【ポケットパーク】

## 3) 河川の活用

市街地を流れる東川において整備された東川緑地公園等、河川における親水空間の創出を図ります。また、うるおいのある水辺環境をいかしたサイクリングロード等の整備を検討します。

## 4) 海辺の活用

長田海浜公園や晴海緑地公園等については、適切な維持・管理に努めるとともに、親水性のある環境・景観をいかし、人々にうるおいを与える機能の充実、拡張を図ります。

港湾の埋立事業（N6、N7、T10）や徳山下松港ポータルネッサンス21計画と連動しつつ、新たな港湾緑地の整備を促進します。

## (3) 公共グラウンド等の活用

## 1) 学校グラウンドの活用

公立の小中学校のグラウンドは、学校教育施設としての機能の充実はもとより、地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、また災害時における防災活動拠点・避難地として活用します。

## 2) 公共グラウンドの活用

各地域に立地している、公共グラウンド、運動場等のスポーツ・レクリエーション施設について、適切な維持・管理に努めます。

## 【基本方向】：緑によるうるおいのあるまちなみの創出

### (1) 公共空間の緑化

#### 1) 道路の緑化

新たな道路整備にあたっては、道路整備と併せた積極的な緑化推進を図ります。

植栽する樹種については、地域の特徴や意向、場所等の条件を踏まえた樹種選定を行い、地域に親しみ愛される緑化を進めます。

既設の街路樹・植栽帯については、樹木本来の樹形や周辺環境に配慮しながら、適切な維持・管理を行い、緑の質の向上に努めます。また、街路樹愛護会の設立など、市民と一体となった管理の仕組みづくりを検討します。



【PH通り】

#### 2) 河川の緑化

河川については、生物の生息空間に配慮した多自然型護岸の整備を促進するとともに、人々が水辺とふれあえる空間の整備を検討します。

市街地を流れる東川や夜市川、富田川は、人々が水辺とふれあえる空間が整備されており、今後とも周辺環境・景観との調和や生物の生息空間へ配慮しつつ、河川の親水性の向上やうるおい空間の創出に努めます。

#### 3) 学校の緑化

学校等の教育施設は、子どもたちの憩いの場、学習の場、自然とのふれあいの場となるような緑化を進めます。また、植物の成長の観察や敷地内の環境美化等を目的として花壇づくりに取り組みます。



【須磨小学校の花壇】

#### 4) 公共施設の緑化

多くの市民が利用する公共施設において、先導的に緑化を図ることにより市民の緑化意識の高揚を促すとともに、良好な都市環境を形成していきます。

公共施設の緑化に関しては、各種まちづくり計画による事業と連携し、建物と調和した修景デザインや、環境共生への取り組み等において、緑の都市づくりのモデルとなるような先進的な緑化に努めます。



【文化会館】

## (2) 民有地への緑化誘導

### 1) 住宅地の緑化

住宅地の緑化は、うるおいのある快適な住環境の創出や美しい都市景観の形成において重要となるため、開発・建築に対する各種規制や、地区計画制度、建築協定、緑地協定等の緑化誘導制度を用いて、適切な緑化推進を図ります。また、生垣やガーデニング等市民が主体となった家庭の緑化を奨励していきます。



【秋月地区の住宅地】

### 2) 商業・業務地の緑化

商業・業務地の緑化を誘導し、緑豊かでうるおいのあるまちなみや、憩いの場の創出を図ります。また、敷地の状況に応じて屋上緑化や壁面緑化の導入を働きかけます。

鉄道駅周辺については、多くの人々が来訪・交流する地区として、市民との協働により、人々の目に留まることを意識した四季折々の彩りを醸し出す樹種やシンボリックな樹木を配置する等、個性的で魅力ある地域の“顔”づくりを進めます。

### 3) 工業地の緑化

住宅地と臨海部の工業地を分離・遮断している緑地帯は、災害の防止、軽減、都市環境への負荷を和らげる緑として重要な役割を果たしており、今後とも緑地協定に基づき、適切な保全・育成を図ります。

工場や事業所の新設、増設に際しては、工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図るため、工場立地法及び山口県地域準則に基づき緑地の配置を誘導していきます。

### 3 - 3 災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり

周南市民が、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、災害からまちを守る防災機能に配慮した公園・緑地の配置と都市緑化の推進、身近なオープンスペースの確保を図ります。

#### 【基本方向】安心・安全に暮らせる緑の創出

##### (1) 災害時の避難地、避難路の配置

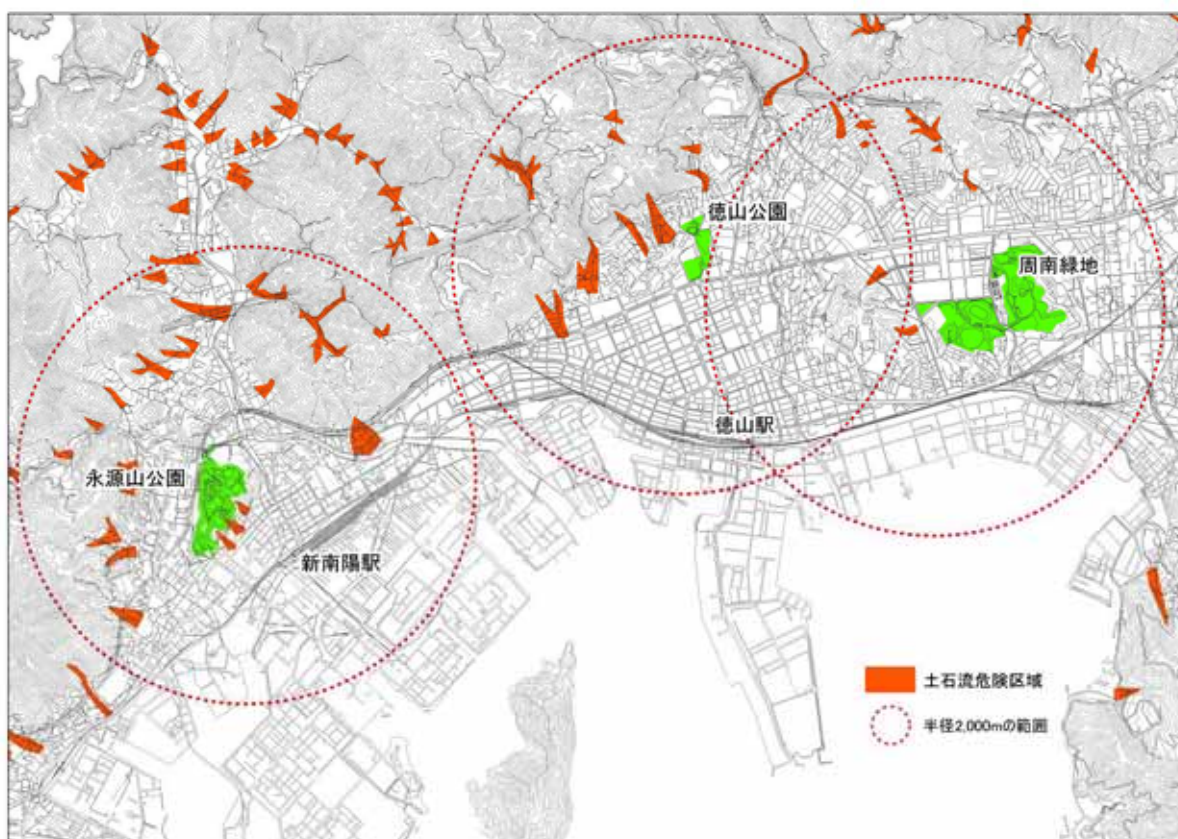
###### 1) 防災拠点等の配置

公園が災害発生時に果たす主な役割としては、一時的避難、広域避難の場や救援活動・復旧活動の拠点となることが挙げられます。

周南緑地は隣接する周陽公園とともに広域防災拠点として、また、永源山公園は地域防災拠点、徳山公園は広域避難地として位置づけを行い、これらの大規模公園について、広域的に機能する防災拠点・避難地として、多方向からのアクセス確保と、物資の集配基地や中長期の避難地に対応した防災施設の設置等防災機能の充実に努めます。

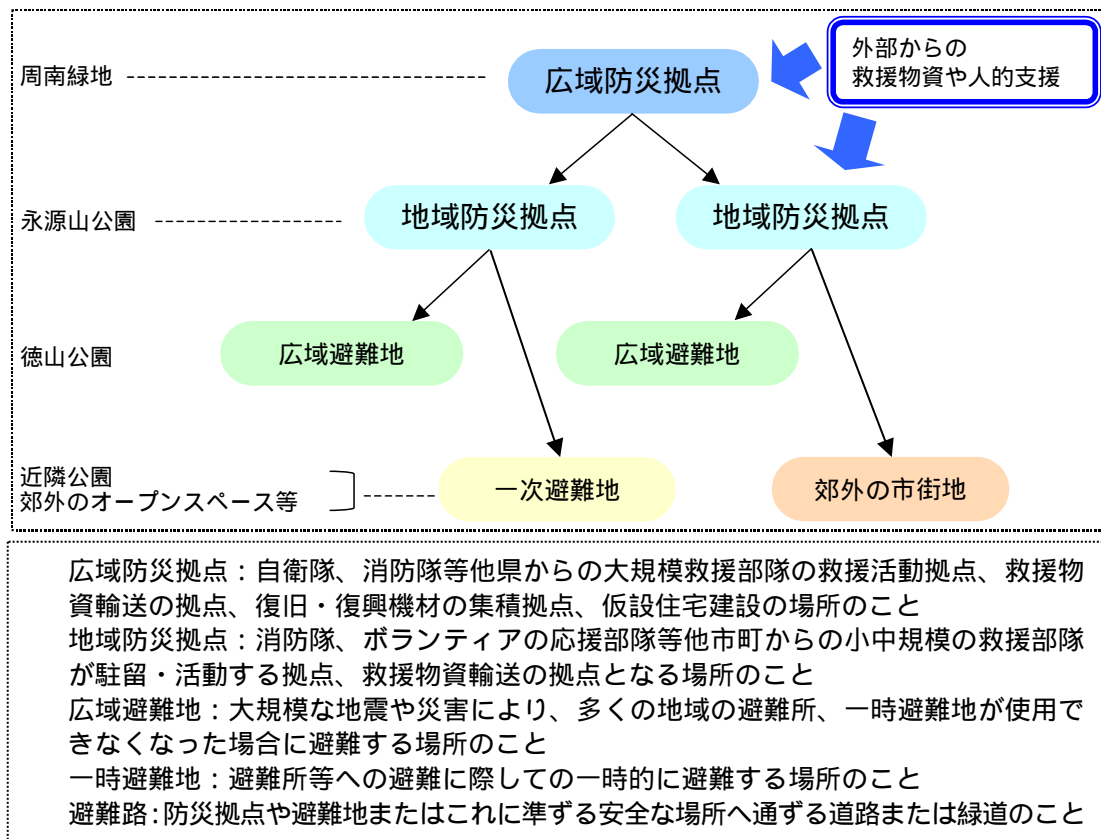
近隣公園や学校のグラウンド等は、一次的な避難地として防災機能の強化に努めます。

港湾部周辺においては、緊急物資の輸送・搬送拠点となる公園・緑地の配置を図ります。



【広域的な防災拠点の配置】





## 2) 避難路等の配置

緑道や街路樹により緑化された道路は、災害時の避難路として重要な役割を果たすことから、避難路の確保のため避難場所とのネットワーク性に配慮しつつ緑道、街路樹の整備を進めます。

## 3) 公園と公共施設の一体的な配置

避難地等の防災に機能する公園の配置にあたっては、災害時における救護・救援活動等の効果的な機能の充実を図るため、学校教育施設やコミュニティ施設等の公共施設との一体的な配置に努めます。

### (2) 災害を軽減、緩和する緑地の配置

臨海部の工業地の外縁に設けられた緑地帯は、工場火災等の災害時における一般市街地への被害を防止・軽減する緑地であるため、今後とも適切な維持・管理と、指導・誘導により保全・整備を図ります。

河川や、街路樹により緑化された道路は、火災の延焼を抑制する緑として保全・整備を図ります。市街地における社寺林や公共施設緑地等のまとまりのある緑は、火災延焼防止の視点から適切な維持・管理や保全・整備に努めます。

### (3) 自然災害を防止する緑地の配置

森林や樹林地は、土砂の流出やがけ地の崩壊を防止する等、自然災害の防止に重要な役割を果たすことから、災害防止を目的に指定された保安林等の緑の保全に努めます。

### 3 - 4 地域の個性や資源を大切にしたい美しいまちづくり

緑豊かな街路樹や港湾、瀬戸内海、農村風景、そして風格ある歴史・文化的資源といった、多様な地域資源を効果的にいかしたイメージアップを図りつつ、緑の保全と創出による美しいまちなみの形成と魅力あるまちづくりを進めていきます。

#### 【基本方向】：緑をいかした市街地のイメージアップ

##### (1) 中心市街地におけるにぎわいの創出

都市計画マスタープランにおいて、徳山湾～ＪＲ徳山駅～徳山公園を結ぶ南北方向の都心軸と、東西方向の広域連携軸の形成が位置づけられています。特に岐山通、御幸通に配置された力強さを感じる緑豊かな街路樹、四季折々の変化を見せる徳山港線の桜並木は周南市の緑の都心軸を構成する要素として重要な存在です。今後も周辺景観との調和、中心市街地活性化基本計画等の各種関連計画との整合性を図りながら周南市らしい緑の都心軸を形成します。

周南市の玄関口であるＪＲ徳山駅周辺は、緑豊かな岐山通りの街路樹景観や港越しに見る瀬戸内海の眺望等、周南市を特徴づける景観資源が豊富にあります。こうした固有の景観資源をいかしながらも建物周辺の緑化に努め、市街地内での緑の確保に努めます。



【周南冬のツリーまつり（御幸通）】



【ＪＲ徳山駅周辺中心市街地】

##### (2) 緑をいかした地域の“顔”づくり

鉄道駅や支所周辺といった各地域の拠点においては、駅前広場や公共施設の外周部を中心に、地域特性に応じた緑化を進め、街路樹や植栽帯、花壇の配置による魅力ある拠点の創出を図り、緑をいかした地域の“顔”づくりを進めます。

【基本方向】：地域の個性や資源の保全・活用

(1) 優れた自然資源の活用

1) 眺望地の保全・活用

太華山山頂広場や若山城跡、烏帽子岳ウッドパーク等、市街地や瀬戸内海等を眺めることが出来る眺望点においては、周辺樹木の適正管理等による眺望の確保とともに、眺望点至る遊歩道の整備を図ります。



【太華山からの眺望】

2) 自然をいかしたレクリエーション機能の充実

長野山緑地や須々万ふれあいの森等は、自然を生かしたレクリエーション活動の場、地域の交流拠点として広く利用されています。今後も市民と行政との協働によるまちづくりを進め、地域の資源を活用し、交流を図ります。



【ボランティアグループが建設したふれあいの森「食工房棟」】

(2) 歴史・文化的資源を活用した魅力の創出

1) 貴重な樹木・樹林の保全、活用

樹木・樹林の規制・誘導に関する各種制度を利用しつつ、地域固有の貴重な歴史・文化資源と調和・融合した緑地や、地域のシンボリックな樹木・樹林の保全に努めます。

社寺境内地については、地域のシンボル・ランドマークとして、また、地域住民の身近な憩いの場として、そして、地域の観光資源として、適切な維持・管理の誘導等を図ります。

2) 歴史・文化的資源の魅力の創出

指定文化財をはじめとする地域固有の貴重な歴史・文化的資源の保護・保存に留意しつつ、優れた観光資源として周辺を含めた魅力の創出に努めます。

中須北や小畑、四郎谷地区といった美しい棚田景観を形成している農地は、地域の伝統的風景として地域と連携した保全・活用を進めます。



【旧山代街道のまちなみ】

### 3 - 5 市民協働による地域間の連携がとれた活力のあるまちづくり

地域に身近な緑地の維持・管理や運営といった市民が主体となる緑化活動について、地域住民や事業者の積極的な参画とその仕組みづくりを推進し、地域と行政の協働による緑のまちづくりを進めます。

#### 【基本方向】：協働による緑のまちづくりの推進

##### (1) 参画と協働のまちづくりの推進

市民参画と協働によるまちづくりを進めていくためには、地域住民、事業者、行政の明確な役割分担のもと、相互の連携・協力に基づくパートナーシップが重要となります。市民に対しては地域に身近な公園や街路樹等の維持・管理や運営、さらには公園計画や施設のリニューアルにおいて積極的に参画していくことを促進します。また、行政は市民の円滑な管理・運営活動を支援するため基本的な指針や、組織づくりの基本ルールづくり、地域における管理・運営団体等の育成を支援します。また行政自ら緑のまちづくりの先導的立場に立った事業を進めていきます。



【棚田保全活動】



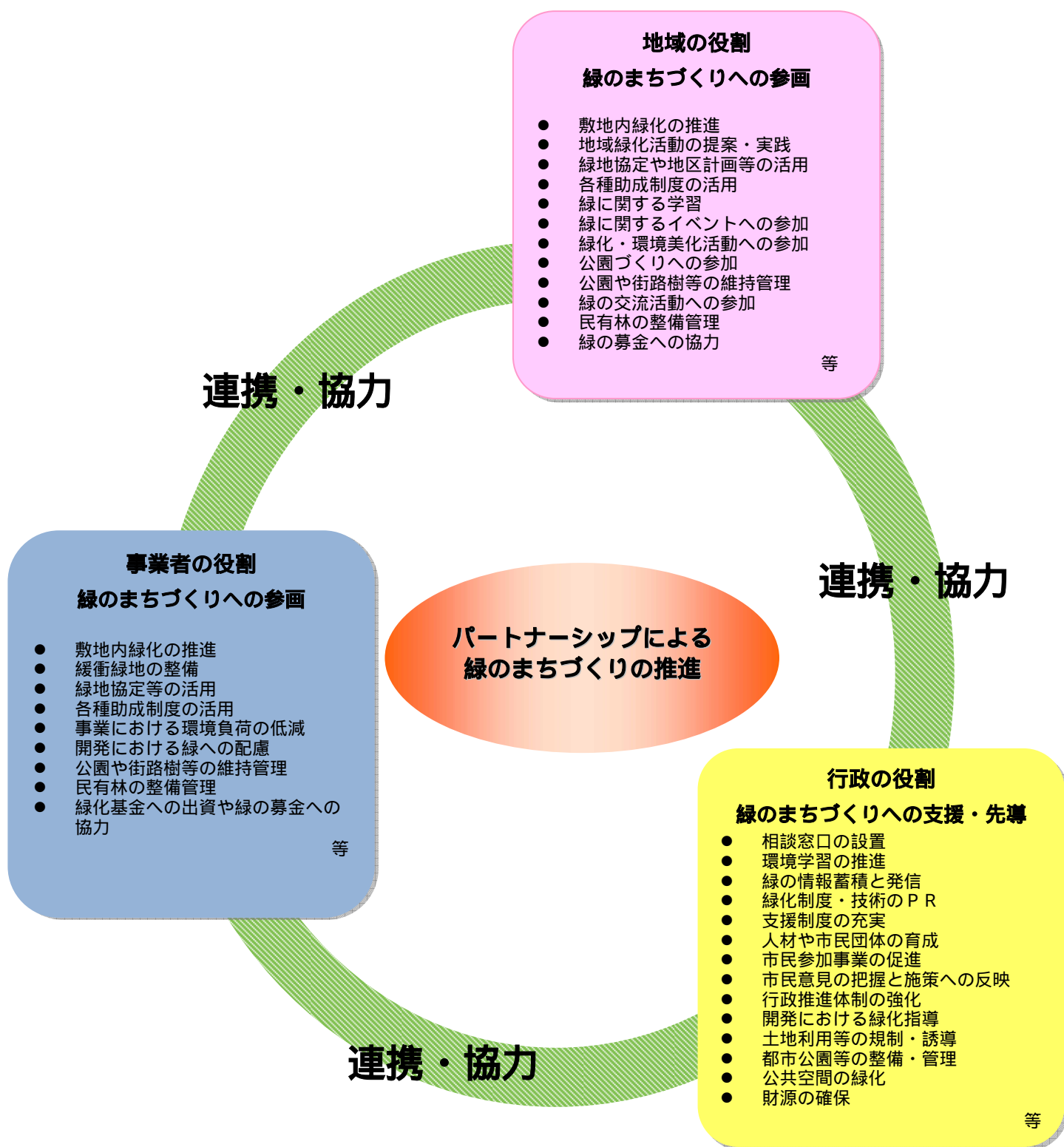
【ボランティアによる花壇】



【自治会による河川清掃活動】



【公園愛護会の活動】



【市民参画と協働による緑のまちづくりの推進例】

## (2) 緑化活動・花いっぱいの推進

花いっぱい運動の推進を図り、花の種子や苗の配布などの緑化資材の提供、各種コンクールの開催、花苗づくり・花壇づくりの講習会等を通じて、市民主体の緑化活動を積極的に支援します。



【市民主体の緑化活動（上若地区）】



【徳山はないっぱいの会（育苗活動）】

## (3) 緑を通じた都市と農村の交流促進

中山間部から島しょ部までの多様な自然環境には、身近に自然とふれあえる施設が多く整備され、市民の憩いの場として利用されています。このふれあいの場を有効に活用し、都市と農村との交流を深めていきます。

農林業を通じて守り育てられてきた農地や森林の緑は、周南市の貴重な資源として保全育成していく必要があります。これらの緑を、都市住民を対象とした体験型レクリエーションやリフレッシュを兼ねたボランティアの場として有効に活用し、都市と農村の人的交流を促進しつつ、保全・育成を図ります。

地域の協力や積極的な情報提供により、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの推進を図ります。



【クラインガルデン(農地付宿泊施設)や貸し農園がある豊鹿里パーク】



【観光農園】

【基本方向】：緑を守り、増やすための人づくり

(1) 緑化意識の高揚・啓発

ホームページや広報誌等の様々な媒体を通じて、緑のまちづくりの基礎となる情報を、市民に提供していきます。

花壇コンクール、樹木観察会等の様々なイベントを開催しつつ、緑に関する情報提供や緑にふれあえる場の提供を積極的に行います。また、緑に関する表彰制度を拡充し、市民参画による緑化活動が活発となるような市民の緑化意識の高揚を図ります。



【永源山公園“チューリップ満開作成”】

(2) 緑に関する知識・技術の普及

NPO団体やボランティア団体等と連携、協力しながら、各地域の緑化を率先して進めるリーダーや専門的知識を持つ人材の育成を図ります。

生涯学習の一環として緑の知識の普及を図ります。直接的に緑に関わるものから、環境全般や景観の形成に至るまで、様々な講習会等の開催により学習機会の拡大を図ります。

(3) 緑や環境に関する学習

学校教育における緑や環境に関する学習の充実により、子どもたちが自然に親しみ、自然を学ぶ場の提供を図ります。



【福川小学校学校ビオトープ】



【総合学習における植物の観察】



【環境学習の一環となるヤゴ救出作戦】

## 4 . 緑地の確保目標水準

ここでは、都市計画区域内を対象に、緑地（施設緑地と地域制緑地）の確保目標水準、及び都市公園等（都市公園と公共施設緑地）の施設として整備すべき緑地の目標水準について設定します。

### 4 - 1 計画フレーム

#### 計画の対象区域

本計画は周南市全域（65,692ha）を対象としていますが、緑地の確保目標水準及び都市公園の目標水準の設定については、都市計画区域（25,067ha）を対象とします。

#### 人口・市街地規模の見通し

周南市の人口は、昭和60年の167,302人をピークに減少傾向にあり、平成17年の国勢調査では152,387人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成40年の周南市の人口は、124,000人とかなり厳しい人口の減少が予測されています。一方、周南市まちづくり総合計画では、平成26(2014)年時点での想定人口を160,000人としています。

周南市緑の基本計画では、周南市都市計画マスタープランに従い、これらの人口に留意しつつ、目標年次である平成40年に向けては、先導的プロジェクトを軸に、活力と魅力のあるまちづくりの諸施策の着実な展開により、定住人口の減少に歯止めをかけるとともに交流人口の増加を想定し、比較的減少傾向が緩やかな152,000人を想定人口とし、都市計画区域人口を137,000人、市街化区域・用途地域指定区域の人口を124,000人とします。また、周南市の将来市街地の規模は、概ね現在の規模を維持することを前提とします。

なお、次期「周南市まちづくり総合計画」で将来人口が定められた場合は、本計画内容の進捗状況等を踏まえ、計画の見直しを検討します。

	現 況	目標年次
	平成20年(2008年)	平成40年(2028年)
総人口	154千人	概ね 152千人
都市計画区域人口	139千人	概ね 137千人
市街地人口	125千人	概ね 124千人
市域面積	65,692 ha	65,692 ha
都市計画区域面積	25,067 ha	25,067 ha
市街地の規模	4,431 ha	概ね 4,500 ha

注)市街地は、市街化区域及び用途地域指定区域  
人口は、平成20年3月31日現在 住民基本台帳



## 4 2 緑地の確保目標水準

本計画における緑地の確保目標水準（施設緑地と地域制緑地の合計）を次のように設定します。

緑地とは、都市公園等の施設として整備する施設緑地と法的な規制により担保される地域制緑地を合わせた持続性のある緑です。

周南市の現状の市街地面積に対する緑地の割合は概ね 14%であり、将来、新たな公園・緑地等の配置等によって概ね 17%の確保を目指します。一方、都市計画区域面積に対する緑地の割合は、市街地を取り囲むように広がる森林・樹林地を中心に、現況でも 70%を超えています。将来的にも、この緑豊かな森林・樹林地の保全、活用等により、概ね 72%の緑地を確保していきます。

	現 況 平成 20 年 (2008 年)	目標年次 平成 40 年 (2028 年)
将来市街地面積に対する割合	6 2 2 ha ( 1 4 %)	概ね 7 4 6 ha ( 1 7 %)
都市計画区域面積に対する割合	1 7 , 5 9 3 ha ( 7 0 %)	概ね 1 8 , 0 0 0 ha ( 7 2 %)

## 4 - 3 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市計画区域内住民 1 人あたりの都市公園及び市民 1 人あたりの都市公園等（都市公園とそれに準ずる機能を持つ公共施設緑地を合わせたもの）の整備目標を次のように設定します。

都市公園の現況は 12 m<sup>2</sup>/人であり、今後も地域バランスや求められる機能に応じた適切な配置に努めることにより、将来の望まれる姿として概ね 20 m<sup>2</sup>/人の水準を目指します。

都市公園等の現況は 18 m<sup>2</sup>/人であり、港湾部の埋立や都市公園と一体となったオープンスペース等の活用を図ることにより、市域全体で概ね 30 m<sup>2</sup>/人の水準を目指します。

	現 況 平成 20 年 (2008 年)	目標年次 平成 40 年 (2028 年)
都市公園(都市計画区域に対する目標)	1 2 m <sup>2</sup> /人	概ね 2 0 m <sup>2</sup> /人
都市公園等(市域全体に対する目標)	1 8 m <sup>2</sup> /人	概ね 3 0 m <sup>2</sup> /人

注) 都市公園は、都市公園法に基づき整備される公園

都市公園等は、児童遊園やちびっ子広場、学校グラウンド等の都市公園以外で施設として整備される公園・緑地を含めたもの

## 4 - 4 都市緑化の目標

公園・緑地や道路、公共施設、民有地における緑化の目標を設定します。

### (1) 公園・緑地

都市公園については、一定の基準に応じた緑化水準を確保します。また、その他の公園・緑地（公共施設緑地）については、それぞれの機能に応じて都市公園に準じて確保します。

都市公園の緑化目標水準

街区公園・運動公園	；敷地の30%以上
都市緑地	；敷地の80%以上
緩衝緑地・緑道	；敷地の70%以上
墓園	；敷地の60%以上
上記以外	；敷地の50%以上

### (2) 道路

JR徳山駅周辺の中心市街地や国道2号等、多くの道路について街路樹・植栽帯が配置されています。今後も適切な維持・管理により、街路樹・植栽帯の保全に努めるとともに、新設道路についても、積極的な緑化を進め、幹線道路延長の30%以上について街路樹・植栽帯を確保します。

### (3) 公共施設

特に多くの人々が来訪する施設等については、広い敷地をいかして、外周部において憩いの空間となる魅力的で公開性のある緑化の促進を誘導します。

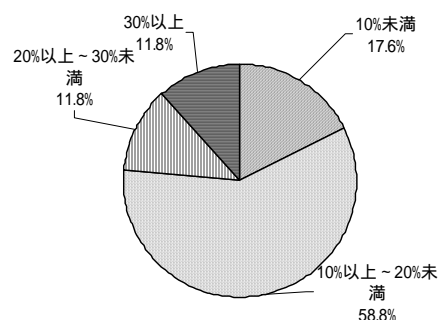
### (4) 民有地

#### 1) 住宅

計画的に整備された住宅地等については、地区計画、緑地協定等を活用した敷地内の緑化を促進します。

#### 2) 工業施設

臨海工業地については、緑地協定等の締結により住宅地等との緩衝帯となる緑化を促進するとともに、その他工業施設を含め、工場立地法準則及び用途地域等に基づく緑化面積・環境施設面積を確保するよう誘導します。



【企業アンケート(18社)からの緑化率状況】

#### 3) 商業・業務施設

大規模商業施設・集客施設等については、広い敷地をいかして、外周部において憩いの空間となる魅力的で公開性のある緑化の促進を誘導します。